

秦宗巴『徒然草寿命院抄』の注釈姿勢

——章段間の関連性について——

久保田 一 弘

はじめに

近世には数多くの『徒然草』の注釈書が刊行されたが、その嚆矢は『徒然草寿命院抄』(以下『寿命院抄』)である。医師であり文化人であった秦宗巴(一五五〇—一六〇七)によってまとめられ、慶長九(一六〇四)年に古活字本で刊行された。『寿命院抄』の注釈内容は、林羅山『野槌』や松永貞徳『なぐさみ草』など近世期に刊行された以降の『徒然草』の注釈書へと受け継がれた。この影響は綿々と続いており、『寿命院抄』の注で指摘された出典が現代の注釈書でも踏襲されるなど、注釈水準の高さにも一定の評価が見られる。

『寿命院抄』の特徴としては『徒然草』の最初に「序」を設けた点や、前文に「條段ノ多少次第ハ数本ヲ以テ校合スルニ各々不同今善ナルニ随テ決シテ上三十七段下百五段合シテ二百四十二條歟²」とあるように、上巻一三七段・下巻一〇五段を各章段に一・二・三と数字を振って分ける形式を用いることで、章段区分を明確にした点が挙げられる。現存する『徒然草』の

刊行された注釈書である『野槌』から既に見られた³。現在でもこうした問題は続いており、土屋博映氏は『徒然草』の章段区分について「段区分は前後の流れを遮断する。本来は、該当する章段の前後の章段を組み込まないと、作品の真意が読み取れないが、段区分が障害となり、本質が見えなくなってしまう」と、各章段に分けて読むため作品理解に弊害が生じる懸念を表明し、前後の章段との関連性を見出して読む必要性を訴えている⁴。

では『徒然草』を各章段に数字を振って分ける形式を用いた『寿命院抄』では、章段間の関連性をどのように捉えていたのか。島内氏は『寿命院抄』で前後の章段との関連性を指摘した注について、五二段〜五四段、五六段・五七段、五八段・五九段、七四段〜七八段、八二段・八三段、一〇九段〜一一一段、一一四段〜一一六段、一一八段・一一九段、一三五段・一三六段に見られることを指摘している。島内氏が取り上げた章段を改めて確認すれば、五二段〜五四段は教科書等で有名な仁和寺の法師に関連する一連の章段、また一一八段・一一九段は鯉や鯉など魚に関連する話題が共通しており、いずれも章段間の関連性は密接である。しかし島内氏の論文では紙幅の関係もあり、『寿命院抄』で記された章段間の関連性を示す注の全ては紹介されていない。そのため本論文では『寿命院抄』で指摘された章段間の関連性を記した注の全てをリスト化する。そして島内氏の指摘がなされていない章段について個々の内容を検証することにより、『徒然草』の注釈史における『寿命院抄』の特徴を明らかにし、その位置付けを行うことを目指す。

写本類を見れば、正徹本や常縁本では改行や朱墨の「\」「●」等の印、烏丸本では改行によって章段区分が示されている。しかしこれらは正確に章段区分を示しているのか曖昧な例も数多く見られ、『寿命院抄』のように数字を用いた明確な章段区分とは異なる⁵。こうした章段区分の示し方について島内裕子氏は「徒然草を章段に区切り、番号を付したのは、これ以前の、徒然草の写本には見られないことで、注目される。章段に区切って番号を付すスタイルによって、注釈がしやすくなったと言えよう」と、『寿命院抄』が数字を用いて章段区分を明確にしたことで『徒然草』研究の発展へと繋がったと評価する。言うまでもないが『徒然草』を章段ごとに分ける形式は現在一般的に用いられており、章段区分のない『徒然草』を想起することは難しい。つまり現在の『徒然草』の読み方は、『寿命院抄』で定義された章段形式で読むという方向性の影響下に置かれている。

こうして『徒然草』を各章段に分けたことで利便性が向上した一方、各章段を個別に読む傾向が生まれる弊害が生じた。島内氏が指摘するように、このような傾向は『寿命院抄』の次に

1. 『寿命院抄』における近接章段の関連性

『寿命院抄』で最初に近接章段間の関連性が指摘されるのは四段である(表1参照)。四段では「前三段ニ大カタ人間界ノアラマホシキ事ヲイ、ツクシ此段ヨリ後世ニウツル次第眼ヲ付ヘキ也」と注記されている。一段は「いでや、この世に生れては、願はしかるべき事こそ多かめれ⁶」と、この世に生まれたからにはこうありたいという願いについて、帝や摂政関白等の身分、容姿の優れた人間などを例に書かれている。二段では「いにしへのひじりの御代」の政治を例に、順徳院が天皇の衣服は質素でよいとした逸話が紹介されている。三段は恋の情趣を理解する男の魅力について述べられた章段である。これら一・二・三段では、いずれも現世でかくありたいという願いが記された章段である。しかし四段は「後の世の事、心にわすれず、仏の道うとからぬ、こころにくし」とあり、現世における願いから後世や仏教へと章段内容に変化が見られる。そのため『寿命院抄』では「眼ヲ付ヘキ也」と、章段内容の変化に注意を促す注が付けられている。

一一段では「此段前段ト同類也」と注記されている。一〇段は「家居のつきづきしく、あらまほしきこそ、仮の宿りとは思へど、興あるものなれ」と始まり、住居を例にして人間の無常な生活について書き、自然な生活と不自然な作為との対比がなされている。一方、一一段は「神無月の比」に風情のある庵を訪ねた際に、庭の柑子の木に嚴重な囲いがあるのを見て興醒め

した話が書かれている。一〇段・一一段はいずれも住人と住居との関連性を記している点で共通しているため、同類の章段として捉えられている。

一四段では「和歌コソナヲカシキ物ナヲノ字二吟味アリ上ノ段ノ文選文集ナトヘアタリテ見ルヘキ也」とある。一三段では「ひとり灯のもと」で、『文選』や『白氏文集』等の古典作品を読むと心が慰められると書かれている。一方、一四段は「和歌こそ、なほをかきものなれ」と昔の歌には情緒があつたと『古今集』等を例に挙げ、その魅力が述べられた章段である。一三段・一四段は、和漢の古典籍の魅力が説かれる内容で共通しており、また「和歌こそなを」と一三段に挙げられた書籍との比較がなされていることから、前段との連続性が高い章段として捉えられる。

二三段では「此段ハ前段ニハ上代ヲシタヒタル事ヲ述タリ爰ニテ又末ノ世トハイヘトモ禁中ノ義ヲホメテ書タリ」とある。二二段は「なに事も、古き世のみぞしたはしき」と古い時代に心が惹かれることについて、手紙や会話での言葉遣いを例に挙げて書かれた章段である。一方、二三段は「おとろへたる末の世とはいへど、なほ九重の神さびたる有様こそ、世づかずめでたきものなれ」と、末世においても宮中では品格が保たれていることが称賛されている。二二段は既に失われた古い時代への思慕の念が書かれ、二三段では古い時代から継承されている文化が記された章段であるため、両段の関連性が注記されている。

二六段では「此段世ノウツリカハリ心ノ外ニナリ行事ノアハ

もつともだと、好ましい心遣いの例が書かれている。三十七段は朝夕と隔てなく慣れ親しんだ人が、ふとした時に遠慮をして、改まった様子に見えるのを「今さら、そんな風にしなくても」と言う人もあるが、やはり誠実であり、よい人だと思われる。疎遠な人が、打ち解けたことを言うのは、これもまたよいと思われる。親しい人と疎遠な人の両者の場合の心遣いが述べられる。三十五段は字の巧拙が相手にどのような印象を与えるかという心遣い、三十六段は具体例として女性を挙げているが性別に関係のない心遣い、そして三十七段も同様の心遣いであるため「男女トモニ心ツカヒアルヘキ事也」と連続する三段の関連性が捉えられている。

四四段では「此段又エンニヤサシキ風情上段ニ通ツル也」とある。四三段は「春の暮つかた」に風情のある家を見かけ入ったところ、容貌の美しい二〇歳くらいの男が書物を読んでいた出来事が書かれている。一方、四四段は「あやしの竹の網戸のうちより、いと若き男」が、月の光の下で笛を吹いて貴族の邸宅へと入っていったことが前半で書かれ、後半は御堂内の香の匂いや庭園の優美さが書かれている。両段とも風情のある家屋と優美な男という題材が共通しており、三二・三二段と同様「エンニヤサシキ風情」が共通する章段として捉えられる。

八〇段では「前段ニ法師ハツハモノ、道ヲタテト云ヲウケテ書タリノミノ字ニテ上達部殿上人マテモカ、ル也」とある。ここで『寿命院抄』の注記している前段は、現在では同一の章段とされている。前段を受けて書く注記されたように、章段間

レヲノフル也前段ニ類スル也」とある。二五段は「飛鳥川の淵瀬常ならぬ世にしあれば、時移り事去り」と無常の世であるのに将来を計画する儂さについて、京極殿・法成寺・道長の遺跡等の事物を例に挙げて書かれた章段である。一方、二六段は「風も吹きあへずうつるふ人の心の花に」と、人間の心が移り変わる儂さについて和歌を例に挙げて書かれた章段である。二五段は人間の作る事物や事業の儂さについて、二六段では移ろっていく人間の心の儂さが書かれており、両段の関連性は深い内容となっている。

三二段では「此段ヤサシキ風情前段ニ同シ枕草子ヲ以テ書タリ」とある。三一段では「雪のおもしろう降りたりし朝」に女性と交わした手紙について回想し、「今はなき人なれば、かばかりの事もわすれがたし」と締め括られる。一方、三二段は「九月廿日の比」の月夜に見かけた女性の優美さを回想し、「その人、ほどなくうせにけり」と締め括られる。両段は優美な女性との間にあつた出来事の回想という題材、またいずれも死者を回想する構成という点で共通しており、同類の章段として捉えられる。

三七段では「以上三段男女トモニ心ツカヒアルヘキ事也」とある。三十五段は、字が下手なのを気にせず無造作に書くのはよいが、見苦しいからと代筆をさせるのは嫌味だという意見が述べられる。三十六段は長い間女の家を訪れず、どんなに相手は恨んでいるかと自らの行いを反省している際に、女性の方から「下男を一人貸してください」と言われるのはとても嬉しく、そのような気立ての人が好ましいとある人が申されていたのは

の関連性が密接であつたため一つの章段として扱われるようになったと考えられる。

八九段では「心ノトリ、ニ愚ナル事ヲ論シテ、前段ニ次第ル者也」とある。八八段では、ある人が持つていた小野道風の和漢明詠集について、作者と作品の年代が異なると指摘された際に、だから珍しいのだと大切に話した話が紹介されている。一方、八九段では、ある僧侶が猫又の噂を聞いた帰り道に、猫又に襲われたと思つて小川に落ちたが、実際は飼いだつた話が紹介されている。両段とも愚かな勘違いの話として共通しており、関連性の高い章段内容と捉えられる。

一〇五段では「前段ニヒトシクエンニヤサシキ体也」とある。一〇四段では、ある人物と荒れた家に住む女性とのやり取りが紹介されている。一方、一〇五段では人気のない渡殿で優雅な男女が話している様子が書かれた章段である。一〇四段・一〇五段とも、男女のやり取りについて王朝物語的な筆法で書かれている点で共通しており「エンニヤサシキ体也」と捉えられる。

一五四段では「此人東寺ノ門ニ 此人トハ資朝卿ヲ云也前段ノ余論ノヤウナル書出ナレトモ心ハ各別ノ義也翫味アルヘキ段也」とある。一五三段では「為兼大納言入道」が逮捕される様子を見た日野資朝が「この世に生まれた思い出に、こうありたいものだ」と言つた逸話が紹介されている。一方、一五四段は資朝が手足のねじ曲がつた障害者を見た際に、自分が大切にしている鉢植えの木もこれらの人々を珍奇の目で見るのと同じだ

と感得し、全て捨てた逸話が紹介されている。両段はいずれも資朝の逸話で共通しているが、異なる性格面が描きだされているため「前段ノ余論ノヤウナル書出ナレトモ心ハ各別ノ義也」と評されている。

一五八段では「是ヨリ以下三段常ニ云事ノアヤマリヲタ、ス也」とある。一五八段では盃の底に残った酒を捨てることを「擬当」ではないかと指摘したところ、「魚道」だと訂正された話が紹介されている。一五九段は「みなむすび」という糸の結び方は「蟻」という貝に似ているためであり、「にな」は誤りとする説が紹介されている。一六〇段は門に額をかけるのを「うつ」、見物の棧敷を「うつ」、「行法」等の法を濁らせずに「ほう」ということが間違いだと書かれた章段である。これら三段はいずれも言葉の間違いが紹介されている点で共通しており、関連性の高い一群の章段として捉えられる。

一七五段では「前段ノ用捨也」とある。ここで『寿命院抄』の注記している前段は、現在では同一の章段とされている。章段間の関連性が密接であったため、同一の章段として扱われるようになったと考えられる。

一八六段では「已上二段ハ馬芸ニトツテ用心ヲ云也」とある。一八五段は馬術の名人「城陸奥守泰盛」が、馬の些細な仕草から性質を読み取った逸話が紹介されている。一方、一八六段では馬を観察し器具の点検を行って問題があれば走らせてはいけないという馬術の名人の心得が書かれている。両段は馬術の専門家の心得という点で共通しているため「馬芸ニトツテ用心ヲ

も、最明寺入道が質素儉約を主とした武家の生活を好んだ逸話であり、注記に「奢ヲ極メサルノ教戒也」とあるように章段間で連続する教訓性が読み取れる。

二二〇段では「前ノ段余論也」とある。二一九段は、横笛について笙の専門家である竜秋の説を聴いた四条黄門は感動したが、本来の笛の専門家である景茂によれば竜秋の説は一説に過ぎないと言われた逸話が紹介されている。一方二二〇段は、田舎は下品なものが多いけれど天王寺の舞楽は引けを取らないと天王寺の楽人に伝えた際に、聖徳太子の時代から伝わる秘伝の調子を利用して調律を行うためだと言われた話が紹介されている。両段とも楽器に関連する専門家の逸話であるため「前ノ段余論也」と注記されている。

『寿命院抄』の注釈では島内氏が取り上げた注記の例以外に、これらの章段で近接章段間の関連性が注記されている。ここまで見えてきたように、いずれの注記も当該章段間の関連性についての確に評した内容となっている。以上のことから『寿命院抄』という注釈書の一つの特徴として、『徒然草』を個別の章段ではなく、近接章段との関連性を意識して読むことを注記によって促している点が挙げられる。このように近接する章段間の関連性を意識させることによって、個々の章段内容の理解が深まるといえるだろう。では、宗巴は各章段の前後だけに着目していたのだろうか。『徒然草』を一冊の書物として捉えていたならば、遠隔章段との関連性にも言及する必要がある。次節では『寿命院抄』の注の中から、遠隔章段との関連性を指摘したものを取

云也」と関連性が注記されている。

一九六段では「此段前ノ余論也」とある。一九五段は、ある人が地藏菩薩を田んぼで洗う人物を見かけたが、それは久我内大臣だったという話が紹介されている。一方、一九六段は、神輿の先払いをしていた久我内大臣の作法に対して土御門太政大臣が指摘した際に、「隨身のふるまひは、兵仗の家が知る事に候」と明瞭に返答したことが称賛された章段である。両段は久我内大臣に関する話で共通しているため「此段前ノ余論也」と注記されている。

二〇七段では「此段モ上段ニ心通見怪不怪ノ類也」とある。二〇六段は、牛が庁舎の中に入ってきたことを怪事として報告しようとした際に、検非違使の別当であった徳大寺から助言され報告しなかったが、以降も怪異は起こらなかった話が紹介されている。一方、二〇七段は「亀山殿」を建築する際に、蛇が集まった塚を壊していいか思案していたところ、徳大寺が問題ないとして塚を壊したが以降も祟りはなかった話が紹介されている。両段とも徳大寺を迷信に捉われない人物として紹介する逸話であるため、「此段モ上段ニ心通」と捉えられている。

二一五段では「此段并二下ノ段執権ノ人ナカラ質素ヲ用テ奢ヲ極メサルノ教戒也」とある。二一五段は「平宣時朝臣」が最明寺入道の酒席に呼ばれた際に、味噌だけの粗末な肴だったが楽しく杯を重ねた逸話が紹介されている。一方、二一六段は最明寺入道が鶴岡八幡宮へ参拝した際に、三献だけの簡素なものでなしに何の不满も示さなかった逸話が紹介されている。両段と

2、『寿命院抄』における遠隔章段間の関連性

『寿命院抄』で最初に遠隔章段間の関連性への指摘が見られるのは六段である（表2参照）。六段では「此段子孫ナカラン事ヲ願ホトニ也又下巻ノ五十四段ニ女トイフ物コソヲノコノモツマシキモノナレトアリ」とあるが、この「下巻ノ五十四段」とは現在の二一九〇段を指す。一九〇段は、男性は妻を持つべきでないという考えから始まり、連れ添っていた女性の変化や、子どもを持つことの情けなさが書かれた章段である。一方、六段では、どのような身分でも子どもを持つべきではないという考えが、染殿大臣や聖徳太子を例に挙げて説かれている。両段は、子どもを持つべきではないという考えが書かれた点で共通しているため、遠隔章段間の関連性が注記されている。

二一段では「此段ハ前十九ノ段ニオリフシノウツリカハルヲ書タルニ秋コソ面白ケレ春コソ面白ケレト書出タリソノ筆方ニ同シ」とあり、一九段との関連性が指摘される。一九段は四季の移り変わりの中に見られる情緒について、『源氏物語』や『枕草子』を引用しながら書かれた章段である。一方二二段は、月・花・風・水などの自然の風物により心が慰められると書かれた章段である。両段は四季の自然のなかで情緒を感じる景物を述べる点で共通しているため、「ソノ筆方ニ同シ」と捉えられる。

八一段では「此段モテ爾調度マテ心ヲ付ル也前第十ノ段ニ大カタ家居ニコソコトサマハラシハカラレトアル其類也」とあ

る。先に挙げた一〇段は、住居を例にして無常な人間の営みを述べ、自然な生活と不自然な作為との対比がなされている。一方八一段は、屏風等の絵や文字が見苦しい筆遣いなのは、その家の主人の品性が見苦しいという考えが書かれている。両段は、家主と調度品との関連性が述べられる点で共通しており、同類の章段として捉えられる。

九〇段では「ナトカ、シラハカリノミエサリケン 此奥二人ニラクレテ四十九日ノ仏事ニアル所聖ヲ請シ侍シニト云段ノ結句ニ劔ニテキリ心ミタリケルニヤイトオカシトアリ此結句ニ心相似タリ一段ノ大意モ須同意歎」とある。この「四十九日ノ仏事ニアル所聖ヲ請シ侍シニト云段」とは現在の一二五段を指している。一二五段は、上人の説法が見事であったと褒め合った時にある人が「あれほど唐犬に似ているとは」と言っているから失われた話と、ある人が「劔は両方に刃がついているから持ち上げる時に自分の首を斬ってしまうから人を斬ることが出来ない」と言ったことを紹介し「劔にて人を斬り試みたりけるにや。いとをかしかりき」と結ばれた章段である。一方九〇段は、乙鶴丸という稚児が外出から帰ってきた際に「相手の男は俗人か僧侶か」と訊かれた際に「わかりません、頭を見なかつたので」と答えた話が紹介され「なか頭ばかりの見えざりけん」と結ばれた章段である。両段には同様の結語が見られるため「心相似タリ」と、関連性が見出されている。

九八段では「シヤセマシセスヤアマシ 此下第百廿六段ヤラシニアラタメテ益ナキ事ヲハ改ヌヲヨシトストアリ其段二同シ」ルヲモ別段トミル類ナルヘシ」と注が付けられている。本段では一九六段に見られる「此殿」という言葉が省略された表現であるのに着目し、「資朝ノ事ヲ云トテ此人東寺ノト書タルヲモ別段トミル類」と他の章段を例に挙げ、別段と見なす根拠としている。この「資朝ノ事」とは、一五二段・一五三段・一五四段の日野資朝の逸話が紹介された一連の章段の中の一つである一五四段を指している。一五四段では、資朝卿が雨宿りをしていた際に体に障害のある人たちが集まっているのを見かけ、曲がりくねった鉢植えの木を愛でるのは障害のある者を愛でると同じだと興醒めして、全て捨てた逸話が紹介されている。この一五四段は「この人、東寺の門に雨宿りせられたりけるに」と始まり、別の章段であるが資朝の名前は「この人」と省略された呼称となっている。こうした他の章段における章段区分の用例を引用することで本段の章段区分の根拠が示されている。

また本段では「隨身警蹕ノ事ナトアルホトニ別段トナシタル歎」とあり、章段内容からも別の章段する理由を推測している。この「隨身警蹕ノ事」とは本文中の「社頭にて警蹕いかが侍るべからん」「隨身のふるまひは、兵仗の家が知る事に候」を指しており、本段は通基公の逸話が紹介された章段である一方、有職故実的な内容が含まれた章段としても捉えられる。本段の次の一九七段は「定額」について『延喜式』が引用されている章段であり、その次の一九八段は「楊名」について『政事要略』が引用された章段である。このように一九六・一九七・一九八段は、いずれも有職故実的な内容が含まれた一連の章段として捉

とある。この「百廿六段」は現在の一二七段で、「あらためて益なき事は、あらためぬをよしとするなり」と、無益な行動を諫める言葉が書かれた章段である。一方、九八段は『二言芳談』を引用し「しやせまし、せずやあらましと思ふ事は、おほやうは、せぬはよきなり」とある。両段は、いずれも無益な行動はしない方がよいという意の言葉であるため「其段二同シ」と捉えられる。また一二七段の注に「アラタメテ益ナキ事ハ 上九十九段ニシヤセマシセスヤアラマシト云ニ心口通ヘリ」とあり、両段を合わせて読むことを促す注が両段に付けられている。

一〇六段では「高野ノセウクウ上人此上人伝記未考之此段阿字本不生ノ段ト同類ナルヘシ」とあり、この「阿字本不生ノ段」とは一四四段を指している。一四四段は、梅尾の上人が馬を洗っていた男の「足」という言葉を梵語の「阿字」と聞き間違え尊い馬だと勘違いする。そして上人が「誰の馬なのか」と男に訊き、「府生殿」と答えたのを「不生」と聞き間違え感涙した逸話が紹介されている。一方一〇六段は、高野証空上人が馬を引いていた男のせいで堀へと落ちた際、相手の男へ仏教用語で詰ったが、相手から何と仰っているのか分からないと言われ、「尊かりけるいさかひなるべし」と締め括られた章段である。両段とも尊い上人と素朴な男が登場する構成が共通しているため、同類の章段として捉えられる。

一九六段では「此段前ノ余論也此殿トハ久我ノ内府ヲ指テミルホトニ一段トナスヘキ事ナレトモ隨身警蹕ノ事ナトアルホトニ別段トナシタル歎此前二資朝ノ事ヲ云トテ此人東寺ノト書タ

えられる。このように『寿命院抄』では一九五段・一九六段を別の章段とする理由について疑義を呈しながらも継承し、近接する章段内容の解釈や他の章段に見られる用例を引用することで新たに章段区分の根拠となる情報が付加されている。

『寿命院抄』の注釈では、これらの章段で遠隔章段間の関連性が注記されている。ここまで見てきたように、いずれの注記も当該章段間の関連性が的確に評されている。また一九六段の注では章段区分の妥当性の根拠を他の章段の用例から見出ししており、『寿命院抄』は「徒然草」を各章段としてではなく、一冊の書物として全体の関連性を意識しながら詳細に読んでいた姿勢が伺える。以上ことから『寿命院抄』という注釈書の一つの特徴として、遠隔章段との関連性を意識しながら読むのを促す注記が見られる点が挙げられる。

おわりに

本論文では『寿命院抄』の注における章段間の関連性の捉え方を中心に検討し、『徒然草』の注釈書としての注釈姿勢を検討してきた。表1・表2を見れば明らかなように、『寿命院抄』では近接章段および遠隔章段との関連性について数多くの注記が見られる。これらの注記はいずれも妥当性の高い内容となっており、また各章段の関連性を意識することでより『徒然草』に対する理解が深まる。はじめに記したように、『寿命院抄』は『徒然草』の各章段に番号を付すことで章段区分を明確にした注釈書である。しかしこれらの注釈内容を見れば、『寿命院抄』で

は各章段間の関連性について数多くの指摘があることがわかる。こうした点から『徒然草』の注釈史において『寿命院抄』という注釈書は、各章段に数字を振って分ける形式を広めたことで章段という枠組みを明確にした一方、各章段として読むのではなく、『徒然草』を一冊の書物として捉える視点が持たれた注釈書として位置付けられる。

注記

- (1) 小秋元段氏は『徒然草寿命院抄』と『本草序例』注釈一序段を中心に(『関西軍記物語研究会編『軍記物語の窓』第二集、二〇〇二年・和泉書院)のなかで、『徒然草』の特徴である「序文」という問題を、宗巴の学問的背景を基に解き明かしている。
- (2) 本論での『寿命院抄』の引用は、国文学研究資料館蔵『徒然草寿命院抄』(書誌ID20015457)に拠り、適宜吉澤貞人『徒然草古注釈集成』(一九九六年・勉誠社)を参照した。以下の寿命院抄の引用はこれに準じる。
- (3) 『徒然草』の写本における章段区分の問題は、長橋祥子『徒然草』の構成について「写本区分からの再考」(『上越教育大学国語研究』二五・二〇一一年・二月)に詳し。
- (4) 島内裕子『徒然草拾穂抄』の注釈態度——近世前期の徒然草注釈書を展望しながら(『放送大学研究年報』三〇巻、二〇一三年・三月)
- (5) 島内裕子『徒然草古注釈書の方法』『徒然草寿命院抄』から『野槌』へ(『放送大学研究年報』一八巻、二〇〇一年・三月)では『野槌』の特徴として、『野槌』においては、徒然草の章段を連続的に捉えることをせず、個々の独立したものとして注釈を付けて

- いる」と述べられている。
- (6) 土屋博映『徒然草』の研究——第二十段について——(『コミュニケーション文化』第一号、二〇一七年・三月)
- (7) 島内裕子『徒然草古注釈書の方法』『徒然草寿命院抄』から『野槌』へ(『放送大学研究年報』一八巻、二〇〇一年・三月)
- (8) 本論における『徒然草』の引用は、安良岡康作ほか『新編日本古典文学全集44 方丈記 徒然草 正方眼蔵随聞記 歎異抄』(一九九五年・小学館)による。また章段数も参考にする際の利便性を鑑みて同書に準じた
- (9) 『野槌』では本段の冒頭で「此段法師のみにあらずと云より。分て別段とする本あり」とあり、別の章段として扱われている本があることを言及し、同一の章段としている。なお以降の『鉄槌』・『なくさみ草』・『徒然草文段抄』等の近世期に刊行された『徒然草』注釈書も同様に同一の章段とされている。
- (10) 『野槌』では「かくうとましと思ふものなれ」との注で「これよりわけて別段とする本あり。今合せて一段とす」とあり、別の章段として扱われている本があることを言及し、同一の章段としている。なお以降の『鉄槌』・『なくさみ草』・『徒然草文段抄』等の近世期に刊行された『徒然草』注釈書も同様に同一の章段とされている。

(本学院生)

章段	関連性の指摘されている章段	表1、『寿命院抄』で近接章段との関連性に言及した注	指摘者
4	1・2・3	後ノ世ノ事心ニ 此段尤殊勝也源氏カホル大将ヲトノ行跡思ヒ合スヘキ也前ノ三段ニ大カタ人間界ノアラマホシキ事ヲイ、ツクシ此段ヨリ後世ニウツル次第眼ヲ付ヘキ也	久保田
11	10・11	神無月ノ比 此段前段ト同類也柑子ノ木ヲカコイ籠タルト徳大寺殿ノ繩ヲハラレタルト皆家居ニ付テ事サマヲハカリタル也	久保田
14	13・14	和歌コソナヲカシキ物 ナヲノ字ニ吟味アリ上ノ段ノ文選文集ナトヘアタリテ見ルヘキ也ヲカシキハ面白キ也	久保田
23	22・23	オトロヘタル末ノ世トハ 此段ハ前段ニハ上代ヲシタヒタル事を述タリ爰ニテ又末ノ世トハイヘトモ禁中ノ義ヲホメテ書タリ	久保田
26	25・26	風モ吹アヘスウツロフ人ノ心ノ花ニ 此段世ノウツリカハリ心ノ外ニナリ行事ノアハレヲノフル也前段ニ類スル也桜花トクチリヌルトモオモホエス人ノ心ノ花ニソアリケル	久保田
32	31・32	此段ヤサシキ風情前段ニ同シ枕草子ヲ以テ書タリソノ比イタウスイタルモノニイハレ心ハセアル人ノ九月ハカリニイキテ有明ノイミシウキリミチテオモシロキニ名残オモヒ出ラレントコトハツクシテイツルニイマハイヌラントトラクミヲクルホトエモイハスエムナリ出ルカタヲミセテ立カヘリタテシトミノ間ニカケニソイテ猶イキヤラヌ様ニイマタヒイヒシラセントオモフニ有明ノ月ノアツク、モト忍ヒヤカニウチイヒテサシソノキタルカミノカシラニモヨリコス五寸ハカリサカリテ火ヲサシトモシタルヤウナリケル二月ノ光モヨホサレテオトロカル、心チシケレハヤヲラ出ニケリトカタリシカ	久保田
37	35・36・37	朝夕隔ナクナレタル人ノ 以上三段男女トモニ心ツカヒアルヘキ事也	久保田
44	43・44	アヤシノ竹ノアミ戸ノウチヨリ 此段又エンニヤサシキ風情上段ニ通ツル也	久保田
52	51・52	仁和寺ニアル法師 此段モ前段ノ心也結句ニ先達ハアラマホシキ也ト云ヲ以テ肝心トスル也	久保田
54	52・53・54	御室ニイミシキ 以上三段ハ皆仁和寺ノ事也書出ヲ筆法ヲ少シカヘテ書タリ	島内
54	53・54	アマリニ興アラントテ此結句上ノ段ト両段ニカ、ル也常ニ心ニカクヘキ事也	島内
56	56・57	久シクヘタ、リテ 此段カクレナシ但此下ト此段ハ人前ニテ物カタリナトスヘキタシナミヲ書タリ	島内
59	58・59	大事ヲオモヒタ、ン人ハ 前段ノ余論也大事トハ世ヲ捨ル義也一大事因縁ト仏モ説玉フ也	島内
75	74・75・76・77・78	ツレ、ワフル人ハイカナル心ナラン 前段余論也静ニシテ性ヲ守事ヲ肝要トスル義也	島内
76	74・75・76・77・78	世ノオホエ花ヤカナリ 此段カクレナシ前段ノ学問等ノ諸縁ヲサヘヤメト云ヲ殊更法師ノ上ニ引ウケテ次第シタル也	島内
77	74・75・76・77・78	世ノ中ニソノ此人ノモテ 前段ノ余論也カクレナシ	島内
78	74・75・76・77・78	今ヤウノ事トモ 是又前ノ段ヲウケテ書タリ	島内
80	80	法師ノミニアラス 前段ニ法師ハツハモノ、道ヲタテト云ヲウケテ書タリノミノ字ニテ上達部殿上人マテモカ、ル也	久保田
82	82・83	内外ノニモ章段ノカケタル事ノミ 内トハ仏道外トハ儒書也天台止観モ十段ノ内七段マテアリ三段カケヌルト也毛詩モ三百十一篇ニ孔子ノ刪定メラレタレトモ六篇カケテ三百五篇アリ大学ニ格物到知ヲ朱熹補之其外内伝外伝文章篇段ノカケタル事不可勝計也此段并下ノ段充滿ヲ慎タル義也歌器ノ教誡ヲ示スモノ也	島内
84	82・84	法師ノヤウニモアラス弘融僧都カ詞ヲホメタル也凡出家ハ身ヲステ世塵ヲ截断スルヲ以テ本トスルニ因テ物哀ヲモ不知情ナキ類ノミ多シ然ルニ此僧都世人ニ超過シテユフニヤサシキヲ以テ後來ノ法師ニ知ラシムル也此段又弘融僧都カ佳言ヲノフル事前段ニ同シ。	久保田

89	88・89	オク山ニネコマタトイフ 心ノトリ、ニ愚ナル事ヲ論シテ前段ニ次第ル者也マタトハ物ヲヘタル名歟コ、ラニモネコノヘアカリテネコマタニ成テトアリ猫和名集祢古麻	久保田
105	104・105	北ノヤカケニキエノコリタル雪イタウ 前段ニヒトシクエンニヤサシキ体也	久保田
110	109・110・111・112	身ヲオサメ国ヲタモタン 此段前後ノ余義也身安国家可保也	島内
111	109・110・111・112	囲碁双六 此段又前段ノ双六ト云ニタヨリテ書囲碁ハ堯始作之双六ハ自天竺起之云又孟嘗君見河海持統天皇三年禁制書言故事曰烏曹氏作博陸博陸采名也即是双六也	島内
116	114・115・116	寺院ノ号サラヌ万ノ物ニモ名ヲ付ル 此段尤可甘心ノ二段ニ名ノキコヘヌ事ヲ云テサテ名ヲ付ルニアリノマ、ヤスラカナルヲ付ヘシト云心也	島内
118	118・119	鯉ノアツ物ヲクヒタル日ハ 此段下ニ鴈ノ事ヲ云ントテ先鯉ノ事ヲ云出タリ	島内
119	118・119	鎌倉ノ海ニカツヲトイフ魚ハ 以上三段鯉鴈カツヲヲ其類ヲ列スル也	島内
136	135・136	クスシアツシケ故法皇ノ 此段心ハ前ニオナシ	島内
154	153・154	此人東寺ノ門ニ 此人トハ資朝卿ヲ云也前段ノ余論ノヤウナル書出ナレトモ心ハ各別ノ義也翫味アルヘキ段也	久保田
158	158・159・160	盃ノ底スツル事 是ヨリ以下三段常ニ云事ノアヤマリヲタ、ス也	久保田
175	175	カクウトマシトオモフ物ナレト 前段ノ用捨也	久保田
186	185・186	吉田ト申馬乗ノ 已上二段ハ馬芸ニトツテ用心ヲ云也	久保田
196	195・196	東大寺ノ神輿東寺ノ若宮ヨリ 東大寺ノ神輿ヲ内裏ヘフル時其間東寺ニ御コシヲ置事也此段前ノ余論也此段トハ久我ノ内府ヲ指テミルホトニ一段トナスヘキ事ナレトモ隨身驚譁ノ事ナトアルホトニ別段トナシタル歟此前ニ資朝ノ事ヲ云トテ此人東寺ノト書タルヲモ別段トミル類ナルヘシ	久保田
207	206・207	亀山殿建ラレントテ此段モ上段ニ心通見怪不怪ノ類也	久保田
215	215・216	其世ニハカクコソ 其時代ニハ如此ニコソ儉約ニアリタルト也 此段并二下ノ段執権ノ人ナカラ質素ヲ用テ奢ヲ極メサルノ教戒也	久保田
220	219・220	何事モ辺土ハイヤシク 前ノ段余論也	久保田

章段	関連性の指摘されている章段	表2、『寿命院抄』で遠隔章段との関連性に言及した注	
6	6・190	女ナトイフモノナクテイ本ニ子トイフモノト有是シカルヘキ也此段子孫ナカラシテ願ホトニ也又下巻ノ五十四段ニ女トイフ物コソヲノコノモツマシキモノナレトアリ	久保田
21	19・21	ヨロツノ事ハ月ミル此段ハ前十九ノ段ニオリフシノウツリカハルヲ書タルニ秋コソ面白ケレ春コソ面白ケレト書出タリソノ筆方ニ同シ月ヲ面白ト云出シテ露風水ナト万物ニ気ヲ転シテ其感ヲ書事尤可甘心者也	久保田
81	10・81	屏風障子ナトノ 此段モテル調度マテ心ヲ付ル也前第十ノ段ニ大カタ家居ニコソコサマハラシハカラルレトアル其類也	久保田
98	98・127	シヤセマシセスヤアマシ 此下第百廿六段ヤランニアラタメテ益ナキ事ヲハ改ヌヲヨシトストアリ其段ニ同シ	久保田
90	90・125	ナトカ、シラハカリノミエサリケン 此奥ニ人ニラクレテ四十九日ノ仏事ニアル所聖ヲ請シ侍シニト云段ノ結句ニ観ニテキリ心ミタリケルニヤイトオカシトアリ此結句ニ心相似タリ一段ノ大意モ須同意歟	久保田
106	106・144	高野ノセウクウ上人此人上人伝記未考之此段阿字本不生ノ段ト同類ナルヘシ	久保田
127	98・127	アラタメテ益ナキ事ハ 上九十九段ニシヤセマシセスヤアラマシト云ニ心口通ヘリ	久保田
196	154・196	東大寺ノ神輿東寺ノ若宮ヨリ 東大寺ノ神輿ヲ内裏ヘフル時其間東寺ニ御コシヲ置事也此段前ノ余論也此段トハ久我ノ内府ヲ指テミルホトニ一段トナスヘキ事ナレトモ隨身驚譁ノ事ナトアルホトニ別段トナシタル歟此前ニ資朝ノ事ヲ云トテ此人東寺ノト書タルヲモ別段トミル類ナルヘシ	久保田